

人口問題研究所  
研究資料 第二一號

昭和二十一年 月 日

産兒制限實施能心調査結果の概報

厚生省 人口問題研究所

## 産兒制限實施調査結果の概報

二序

今回行った産兒制限調査は昭和二十二年一月十五日現在にて、厚生省、都廳、東京大学医学部の職員、及び日本鋼管株式会社、富士電機株式会社、味の素株式会社、五場芳券社を対象として、第一回配票調査を行い、更に四月一日現在にて、内務省、商工省、逓信省、農林省の職員を対象として、第二回配票調査を行いその結果を集計したものである。

### 調査の中心課題は

- ① 産兒制限が社会の各層にどれだけ行われているか？
- ② どういう理由で行われているのか？
- ③ 産兒制限の効果は家族にどう現はれているか？
- ④ 産兒制限を行っているものはどんな方法を選んでいるか？
- ⑤ 社会の各層から産兒制限がどんなに希望されているか？
- ⑥ どうであるか？

あらゆる努力を以て調査の正確を期したのであるが、何分その性質上非常に困難な調査であるし、特に年々パイロットサーベイといふと、対象の数や範囲が限られているから、この結果の取扱いについてはその奥に十分に注意を要する。また本報には従来産兒制限の実態に關する何等見るべき資料がなかったため、一応の参考資料としてここに發表する次第、決定的な論断は今後繼續して行われる本格的調査にまつこととする。

三、回収率

第一表に依れば官公職員に対する配布数計三五七二票中、回収数は一一五七票で、その回収率三二・四%である。これに対し、工場労働者の回収率が一五〇〇票中八五〇票の五六・七%で特に好成績を示しているのは、組織立った労働組合を介して調査した結果と考えられる。

官公職員中特に、農林省が四九・六%の好成績をあげているのも本省職員組合の手を経て行つたためであると考えられる。

	配布数	回収数	回収率
官公職員	3572	1157	32.4%
内務省	300	91	30.3
労働省	300	75	25.0
厚生省	1500	380	25.3
農林省	272	135	49.6
教育省	300	99	33.0
逓信省	700	340	48.7
建設省	200	37	18.5
労働者	1500	850	56.7
工場	700	314	44.9
内務	400	203	50.8
労働	400	333	83.3
合計	5072	2007	39.6

しかるに乍ら總計して、配布数五〇七二票中二〇〇七票、三九・六%の回収率は、調査の性質上として悪成績とは言いがたい。蓋し回収成績は被調査者の生活に対する関心に左右されるところが極めて大いからうで、特にまた過去戦争中出産奨励の聲が高かつた爲に斯かる調査に対して戸迷う傾向も見られる。白紙の票も相当あつた。しかしその反面回答者は一徹に非常に眞面目で、正直に記入している。

三、有効率  
回収票二〇〇七票について、その内容のいかゞし

第三表 有効票無効票別

	有効票	%	無効票	%
官公職員	100	36.3	153	13.2
工場労働者	760	57.4	72	2.5
總計	860	47.1	225	12.1

このものを除き、記入事項に多少空白はあつても集計の可能なるものを有効票としたが、その結果は第三表の示す如くで、官公職員も工場労働者も共に有効率は八五%以上の成績（から）。調査内容自体の困難性に加えて、調査票様式の不備もあつたことを考へると、八五%以上の有効票を得たことは比較的に好成績と言わねばなるまい。

四 受胎調節実行者の割合

有効票は七六四票に於いて、受胎調節実行者不実行者の割合を示すと第三表の如くである。本表に依れば受胎調節実行者は總計四六〇人にて、二六%の実行率であるが、職業によつて実行者の割合は相當とがつてゐる。官公職員は三三%で工場労働者の一七%より高い。更にこれを内訳別にかると教習技官において、最も高く四〇%以上であり、工員において、最も低く、二五%となつて居る。

更に実行者中過去に実行したが現在は実行してゐないものを取り出して見ると、官公職員では二七名中八九名、工場労働者では一三名中二八名である。但し、此ら現在不実行の理由が命令上最早受胎調節の必要がなくなつたためであるか、或は出産を欲するからのであるかは不明で、少くともこの中には、次の子供が出生すれば、再び実行を開始するものと想像される。

第三表  
 官公庁職員等執行率別

	執行者				不執行者	總計	執行率
	總數	現在	過去	時期不明			
官公庁職員	327	119	89	119	677	1004	32.6
{ 事務官	143	52	45	46	317	460	31.1
{ 技官	91	36	17	38	134	225	40.4
{ 教官	16	7	7	2	21	37	43.2
{ 官史と記入せし者及その他	77	24	20	35	205	282	29.3
工場労働者	133	45	28	60	627	760	17.5
{ 技術者	32	13	8	11	84	116	27.6
{ 工員	101	32	20	49	543	644	15.7
總計	460	164	117	179	1304	1764	26.1

(註)

現在は現在実行中の者

過去は過去実行して現在実行していないもの

時期不明は実行時期の記入していないもの

五 受胎調節の意圖及び実行不実行の理由

第四表は第二回調査において新に追加した質問事項如何なる目的意圖を以て実行したかについての集計結果である。茲に總数は第二回調査中実行者の数であつて全体が数では無い。

出産調節を延ばすためと、計画的に子供を産むためとが圧倒的に多いのは問題の性質上当然のことである。その他の意圖によるものが多少あり、無計畫な実行者は小づかに一名に過ぎない。兩次調査に共通を細目列記式の実行理由を適當に集約分類して集計せる結果は第五表の示すが如く、これに依ると子供の養育に關する經濟上の理由が何れも多し、特に工員においては四答者中四〇%以上を占めてゐる。次は妊娠出産に關する母体上の理由であり、更に第三位は以上の二つの理由を併記したものである。この数字は避妊行為が出産それ自体よりむしろ後に來るべき、經濟問題に より多く左右されてゐることを示すものといえよう。右に對照し不実行者の不実行理由を問うたものが第六表である。これに依ると無關心及び不必要とするものが最も多く、回答者中三七%を占め、特に工員において最も多く、右については子供の關係から実行を望まざるものが多く二六・五%を占め、特に官公職員では、無關心及び不必要とするものより多し。なおこの種の行為を嫌惡してゐると答えたものも一四・五%あり不実行理由の第三位を占めてゐる。



第六表 不実行理由

	専公職員	工場警備員	工員	總計	割合
A	116	27	142	335	37.9%
B	82	11	35	128	14.5
C	172	9	33	234	26.5
D	16	1	15	32	3.6
E	2			2	0.2
F	6	1	1	8	0.9
G	67	1	17	85	9.6
A+B	3	1	4	8	0.9
A+C	10	3	27	42	4.8
A+D	3	1	6	10	1.1
計	547	55	282	834	100.0
無記入	130	27	261	420	

- (註) A : 無関心及び不要  
 B : 不希望(嫌厭)  
 C : 不希望(子供教上の理由)  
 D : 希望するも実行不能  
 (器具薬品に因するもの)  
 E : 希望するも実行不能  
 (環境上の理由)  
 F : 夫妻意見不一致  
 G : その他



大受胎調節と収入

実行者と不実行者の夫の収入月額を職業地位別に集計した結果は第七表の如くであるが、これに依ると官公職員は実行者の方が高く、工場労務者は不実行者の方が若干高くなつてゐる。避妊実行の理由が、上にみたように経済的考慮を中心としてゐる以上、官公職員に於つて実行者の方の収入が却つて高いのは一見奇異に感ぜられるが、しかし不実行者の収入が低いのは、恐らく年令が若い事、従つてまた子供数も少なくて未だ実行しないものが多いための考えられよう。

第七表 平均収入月額(円)

		実行者	不実行者
事務 技 教 場 工 場 上 級	官	169.5	137.1
	官	183.4	104.7
	官	141.1	115.3
	員	165.4	149.7
	員	151.3	145.2
	計	127.9	128.5
		160.8	124.7

七受胎調節と教育程度

教育程度別にその実行率を見た結果は第八表の如くであるが、觀察の過少な官公職員の内訳を除いてその実行率は概ね教育程度の上昇に伴い高くなつてゐる。たゞ官公職員の妻の場合に全く逆の傾向がで、ゐることについては、教育程度別の差異が官公職員よりも工員において一層強くなること、特に小学校卒業者の実行率において顕著な差異のあることを考え合せると、職場環境の影響による生活意識の相違は無視し難い事実に、教育程度の低下に伴う低地位と低収入とか知的労働を中心とする職場環境に於つては、却つて一層強その実行率を高めることになると考へらるこ

表一 教育程度別実行率

職 務	大			小		
	小学校	中等学校	専門以上	小学校	中等学校	専門以上
校長	32.2	32.7	33.6	32.7	32.3	32.3
主任	44.0	29.5	36.8	30.7	27.7	27.7
教頭	47.0	40.4	44.4	40.5	34.5	34.5
主任	-	43.2	-	42.3	45.5	45.5
主任	15.4	22.7	30.3	17.2	32.5	32.5
主任	26.0	25.0	30.0	28.2	23.3	23.3
主任	15.0	25.4	100.0	15.2	22.1	-
主任	25.6	30.0	33.3	23.0	31.8	31.8

以上の頁の表の専門以上の実行者は一名である

とてしまふ。勿論正確なる論断は更に今後、本格的調査の結果にまたねばならぬ。

八 受胎調節と年令

実行不実行の別と夫々の年令から見た結果第7表の如くで、実行者は不実行者に比して概して平均年令が高い。上掲第7表における平均収入が実行者において高い一つの原因はこの事実によつて説明せられよう。更に実行者の中で、特に過去に実行して現在に最早実行してゐないものが、現在に引續き実行してゐるものよりも大体年令が高い。即ち避妊の実行に年令関係が極めて決定的な関係をもつてゐることは、本表によつて明かにならう。しかし是れは年令関係が結婚持続期間、現在の収入、子供教育に對して極めて決定的な関係をもつてゐるからで、本表中異例と考へられるものは、その夫々の分析することによつてその理由を納得し得よう。即ち一般的には過去に実行者の方が現在実行中の者よりも年令が高いが、特に教官の場合にのみ過去に実行者の方が現在実行中のものより却つて低年令になつてゐる。

しかしその収入、子供数等を比較してみると、平均収入は現在実行者の八六四圓に対し過去  
実行者は一三〇四圓と遙かに高く、又その平均現在子供数は、現在実行者は男児一七人女児  
一一人を得、平均希望子供数男児一八人女児一〇人に近い実状にあるに反し、過去に実行  
してゐない教団は、平均現在子供数男児一七人女児一〇七人に充たないものである。而も  
平均希望子供数は、男児二〇人女児一三人を欲している。即ち年令は低い収入は多く、し  
かも子供数は時に少きのである。なお不実行者の年令が時に現在実行者より高いのは、不  
実行者の凡てが必ずしも低年令者ばかりではない。当然の結果といつてよい。

#### 九 受胎期節と結婚年令

実行不実行の別を時に夫妻の平均結婚年令から見た結果は第十表の如くであるがこれをみ  
て一般に実行者の方が早婚であることが明瞭である。即ち早婚なるが故に適当な子供を既  
に得て実行に入つたものと考えられるのであり、前に、前表の平均年令と照合する時その婚姻  
持続期間において、相当の差が出来ることは背けよう。似し工員において夫妻とも実行者  
の方が却つて結婚年令が高いことが注意を惹くが、上場第八表教育程度別観察の示すように  
工員において教育程度別実行率の差異が特に著しいことを考え合せれば実行者の結婚年令が  
却つて高いといふことも一處の説明がつかないことはないが問題の核心は結婚年令そのもの  
よりも寧ろ之に伴う結婚持続期間や出産頻度、結局は現在の子女数の如何にかつてゐる  
ゆへに、結婚年令だけから一義的な傾向を求めるとはしつゝ無理であろう。

第八表 附 職 業 育 程 度 別 の 分 布

	行 者							
	官 公 職 員		工 場 技 術 員 事 務 員					
	夫	妻	夫	妻				
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
専 門 以 上	235	(73.7)	41	(12.9)	19	(59.4)	11	(32)
中 等 学 校	75	(23.5)	232	(74.6)	111	(34.4)	26	(83.7)
小 学 校	7	(2.8)	40	(12.5)	2	(6.2)	4	(12.9)
無 計 入	317	(100.0)	317	(100.0)	32	(100.0)	31	(100.0)
	8		8				1	
					員 總 計			
	夫		妻		夫		妻	
専 門 以 上	1	(1.0)	0	(0.0)	255	(56.4)	42	(93)
中 等 学 校	13	(17.3)	21	(21.2)	104	(23.0)	235	(63.5)
小 学 校	22	(212.2)	73	(73.3)	93	(20.6)	122	(29.2)
無 計 入	101	(100.0)	99	(100.0)	452	(100.0)	449	(100.0)
			2		8		11	
					行 者			
	官 公 職 員		工 場 技 術 員 事 務 員		夫		妻	
	夫		妻		夫		妻	
専 門 以 上	479	(72.6)	86	(13.1)	31	(39.2)	21	(25)
中 等 学 校	755	(23.9)	490	(74.8)	33	(41.8)	61	(75.3)
小 学 校	13	(3.5)	79	(12.1)	15	(19.0)	18	(22.2)
無 計 入	660	(100.0)	655	(100.0)	79	(100.0)	81	(100.0)
	17		22		5		3	
					員 總 計			
	夫		妻		夫		妻	
専 門 学 校	0	(0.0)	2	(0.4)	510	(40.6)	90	(7.2)
中 等 学 校	53	(10.3)	74	(14.5)	244	(19.4)	625	(50.2)
小 学 校	464	(89.7)	434	(85.1)	502	(40.0)	531	(42.6)
無 計 入	517	(100.0)	510	(100.0)	1256	(100.0)	1246	(100.0)
	26		33		48		58	

表、表附本回教育程度別夫妻組合世

		官 公 職 員		工場技術員事務員	
		実 行 者	不 実 行 者	実 行 者	不 実 行 者
高	専	40	80	0	1
	専中	180	369	19	29
	中	0	4	1	1
	計	220	453	20	31
中	中	55	111	7	28
	中	15	23	0	1
	小	1	0	0	0
	計	71	134	7	29
低	中	20	42	2	4
	小	3	9	0	2
	小	5	14	2	13
	計	28	65	4	19
無記	入	8	25	1	5
總	計	327	677	32	84
		工 員		總 計	
		実 行 者	不 実 行 者	実 行 者	不 実 行 者
高	専	0	0	40	81
	専中	1	0	200	398
	中	0	2	1	7
	計	1	2	241	486
中	中	8	29	70	168
	中	0	0	75	24
	小	0	0	1	0
	計	8	29	86	192
低	中	10	22	32	68
	小	12	45	15	56
	小	68	411	75	436
	計	90	478	122	562
無記	入	2	34	11	64
總	計	101	543	460	1304

第九表 平均年齢

	夫			妻		
	実行者		不実行者	実行者		不実行者
	現在	過去		現在	過去	
事務官	33-0	32-2	30-8	33-0	34-7	31-3
技官	33-7	32-10	31-5	32-2	36-0	33-7
教官	34-2	37-1	37-3	33-4	33-10	32-0
官舎及び 工場	31-9	37-2	37-3	32-3	33-2	32-4
工員	35-3	33-3	36-2	29-10	34-10	30-11
工員	33-7	37-5	37-0	34-1	35-4	33-0
總計	33-4	34-6	37-0	32-10	34-7	32-5

(註)現在及び過去に実行した者の平均年齢を見ないので  
時期不明の者は算出せず

第十表 平均結婚年齢

	夫		妻	
	実行者	不実行者	実行者	不実行者
事務官	27年-3月	28-6	22-0	23-2
技官	26-10	27-11	21-10	22-12
教官	28-1	28-3	22-2	21-6
官舎及び 工場	27-6	28-0	21-11	22-9
工員	26-3	27-0	22-0	21-10
工員	27-5	26-2	22-9	22-5
總計	27-4	27-6	22-2	22-7

第十一表 平均婚姻持續期間

	実行者		不実行者
	現在	過去	
事務官	10年-11月	12-4	8-0
技官	12-5	14-9	8-11
教官	11-5	11-5	10-11
官舎及び 工場	11-5	16-5	9-5
工員	8-3	13-0	8-5
工員	11-6	13-2	10-9
總計	11-3	13-5	7-7

## 十 受胎調節と婚姻持続期間

実行不実行の別を更に平均婚姻持続期間から見た結果は第十一表の如くであるが、工場係九及十表による夫妻の年令及び結婚年令の觀察結果は之によつて更に具体的に肯定せられよう。即ち婚姻持続期間よりみて、実行者は概して不実行者より長く、また実行者中でも過去に於いて実行せるもの、方が現在実行者よりその期間は長い。なお特に欲望について、さきに年令關係から見たとき、その夫の年令は現在実行者の方が過去行つて現在行つていないのより却つて高く、いたが、婚姻持続期間から之をみると両者と云に十一年五ヶ月と同じ期間になつてゐる。また特に工場技術員事務員においては不実行者が現在実行者より若干永い期間を示してゐるは高年令の不実行者を念ふ結果とみるべきであらう。

## 十一 受胎調節とその開始の時期

聘じて実行者が結婚後何年目より受胎調節を始めてゐるかを見る。第十二表の示す如く、官公職員ではいつ此もかな四年より五年の間に始めてゐる。之に較べ工場の技術員事務員は特に早く三年目より始めており、遂に純工員は時におそく六年二ヶ月より始めてゐる。即ち此れはその経済的逼迫（第七表参照）にも拘らず、生活合理化の意識の特に立ちおくれであることがうかがわれよう。尤もかゝる職業、職場別の生活意識の相違については今後の更に詳細なる調査の結果にまたねはらう。

第十三表 結婚後実行開始までの平均期間

		平均期間
事務官		4年-3日
技官		4-6
教官		5-0
工場	事務員	4-7
工場	員	3-0
工場	員	6-2
總計		4-9

第十三表 平均現存子供数

	実行者				計	性比(女見100対男見)
	男見	女見	男見	女見		
事務官	1.6	1.1	2.7	140.0		
技官	1.6	1.3	2.9	125.4		
教官	1.3	1.0	2.3	131.3		
工場	1.1	1.1	2.2	100.0		
工場	1.3	0.9	2.2	135.7		
工場	1.4	1.2	2.6	115.3		
總計	1.5	1.2	2.7	128.3		
	不実行者					
	男見	女見	計	性比(女見100対男見)		
事務官	1.0	1.0	2.0	94.6		
技官	1.2	1.1	2.3	104.1		
教官	0.8	1.2	2.0	61.5		
工場	1.0	1.1	2.1	94.4		
工場	1.1	1.0	2.1	103.6		
工場	1.3	1.2	2.5	110.0		
總計	1.1	1.1	2.2	102.2		



十二 受胎調節と子供数

と現存子供数

受胎調節に最も関係の深い現存子供数を実行不実行者別にみた結果は第十三表の示す如くであるが、これに依ると実行者は男児は一五人、女児は三二人、計三七人であり、不実行者は男児一人、女児も一人で計二人となつてゐる。即ち不実行者の方が子供数が少いが、特に男児数が少いことが注目される。い、かえれば不実行者の不実行理由の中には男児を希望するといふことが一つの要因として働いてゐるといつてもよいことにならぬ。なお性比に換算して見ると、女児一〇〇に對し実行者の方は男児一八・三で、不実行者の方は男児一〇・六となる。なお本表中特に注目すべきは、工員の子供数が産後開始の時機を過ぎたも拘らず、事務官、技師等に比して少いことで、これは工員における多産多死の現象と、また墮胎流産などの事実とを反映するものではなからうか。

又希望子供数

次にこれら夫妻が如何程の子供数を最も適當なものとして希望してゐるかを調査した結果が第十四表の示すところである。本表の依つてみると、実行者の場合は、夫は男児二名女児一名、妻は男女児二名宛を希望するものが最も多く、次に夫が男女児二名宛を希望し、妻が男児二名女児一名を希望するものが多い。次に多いのは夫は男児三名女児二名を希望するものであり、妻は男女児一名宛を希望するものである。



大休事務官牧師教官では夫と希望子供数について男児三名女児一名男児二名女児二名宛を希望するものが多く、更に男児三名女児一名を希望する夫と教官を除いては多い、その結果、子供總数においては三人を求めると、次に四人五人の希望者という結果となる。又之、工員に於いては男児二名宛を希望するものが最も多く、男児三名女児一名の希望者がこれに続いてゐる。不実行者に於いては略同様の傾向が見られるので、左、右頁において男児三名女児二名宛を希望する夫が最も多く、妻は男児二名宛を希望するものが多い。かく実行者にして一般に子供と多く希望してゐる事実が、同時に受胎調節を執行し、一つの理由でもあることはいふまでもない。

しかし總じて実行者不実行者の頭等と差異は認め難いといえよう。右の消息をもつと分り易く見ると、平均希望子供数を算出してみると、その結果は四表の如くで、平均して実行者は夫二人妻二人の子供を欲し、不実行者は夫一人妻一人を欲してゐる。これに於いて、この希望子供数が、実行者と不実行者との現存子供数との間に如何なる開きがあるかを見ると、実行者は平均現存子供数男児一五人女児一三人計ニ七人で平均希望子供数夫二人妻二人との差は九月至十月大であるが、これに對し不実行者においては平均希望子供数二人に對し平均現存子供数は二人でその差は一人となつてゐる。

この数字は不実行者の不実行理由が主としてその實際的必要性に基くものであることを物語るもので、不実行者の平均年齢とこの（上掲第六表）とも亦一致するわけである。

### 3 受胎調節開始時の生存子供数

実行者不実行者の現存子供数と希望子供数のひらきは以上の如くであるが、受胎調節と子供数との關係は更に実行者の實行開始時において之を明うかにする必要がある。その集計結果は第十五表の如くで、これに依つてみる。平均男児一人、女児一人計一九人の子供を持つてから始めてゐる事になる。

時に注目すべきことは右總平均において、その職種別内訳において、男児一名をもちつことか、殆ど實行開始の必要條件であるかの如き觀を呈してゐることである。内訳別に見て男児一人をもたないものは、歴史と混入せるもの及びその他と工場技師、事務員とだけであるが、女児の方は、技師とかわつかに一人の平均数を示すのみで他は皆一人に達してゐる。いま前十三表によつて不実行者の現存子供数を見ると、何れもこの実行者の實行開始時における子供数を超えてゐることになる。このこと自身は、不実行者には無關心からのも至は主、主張の上からの不実行者がある以上、別は異とするに足る事柄ではないが、子供の性別の問題も無視することのできなない強い理由になつてゐるようである。即ち実行者の實行開始時の男女児割合は女児一〇〇に對して男児一三・八九となつてゐるのに對し、不実行者の現存子供数の性比は女児一〇〇に對して男児一〇・二二である。之を更に職種別内訳において對照表示してみると次の如くである。

第十四表 希望子供数

		実行者			不実行者		
		男児	女児	計	男児	女児	計
官公職員	大妻	2.2	1.4	3.6	2.2	1.5	3.7
	小妻	1.9	1.4	3.3	2.1	1.5	3.6
工場	大妻	2.0	1.2	3.2	2.2	1.5	3.7
	小妻	1.8	1.5	3.3	2.0	1.7	3.7
工員	大妻	2.1	1.5	3.6	2.6	1.6	4.2
	小妻	2.1	1.5	3.6	2.4	1.8	4.2
總計	大妻	2.2	1.4	3.6	2.3	1.5	3.8
	小妻	1.9	1.4	3.3	2.2	1.6	3.8

第十五表 実行開始時の平均生存子供数

事業官	男児 女児 計			平均(男児数)
	男児	女児	計	
事務官	1.0	0.7	1.7	148.4
技官	1.1	1.0	2.1	116.9
教官	1.1	0.7	1.8	160.0
官公職員 大妻 小妻	0.9	0.9	1.8	120.0
工場 大妻 小妻	0.7	0.6	1.3	127.3
工員	1.5	0.8	2.3	182.9
總計	1.1	0.8	1.9	138.9

不實行者の現在

實行者の実行開始時

(女兒一〇〇〇に對し男兒)

事務官	九四、六	一四八四
技官	一〇四、一	一、六六七
教官	六一、五	一六〇、〇
官夫と記入せる 有及びその他	九四、九	一〇〇、〇
工場事務員	一〇三、六	一、二七、三
職員	一一〇、〇	一、八二九
總計	一、〇二二	一、三八九

第十六表 平均出産間隔

(イ)

実行者 (不実行者)	実行期間 (不実行者)	平 務 官	技 官	教 官	官 及 其 他
		2年 - 5月	2 - 3	2 - 3	2 - 5
不実行者	実行期間	3 - 4	3 - 8	4 - 1	4 - 3
	不実行者	2 - 8	2 - 1	2 - 7	2 - 9
		工場 技官 職員	工 員	總 計	
実行者	実行期間	2 - 8	2 - 6	2 - 5	
	不実行期間	3 - 8	4 - 4	3 - 10	
	不実行者	2 - 9	2 - 11	2 - 10	

(ロ)

実行者		事 務 官	技 官	教 官	官 及 其 他
結婚	第一子	1年 - 8月	1 - 4	1 - 1	1 - 5
第一子	第二子	2 - 8	2 - 5	2 - 4	2 - 9
第二子	第三子	2 - 11	3 - 2	3 - 3	3 - 5
第三子	第四子	3 - 4	3 - 6	3 - 1	2 - 10
第四子	第五子	3 - 3	3 - 6	2 - 9	2 - 10
第五子	第六子	3 - 9	2 - 9		2 - 4
第六子	第七子	1 - 8	4 - 3		2 - 5
第七子	第八子		2 - 11		
第八子	第九子		2 - 10		
		工場 技官 職員	工 員	總 計	
結婚	第一子	1 - 5	1 - 10	1 - 5	
第一子	第二子	3 - 0	2 - 4	2 - 7	
第二子	第三子	3 - 4	2 - 11	3 - 2	
第三子	第四子	2 - 9	2 - 10	3 - 1	
第四子	第五子	3 - 3	3 - 1	3 - 1	
第五子	第六子	4 - 3	2 - 5	3 - 1	
第六子	第七子		2 - 3	2 - 8	
第七子	第八子		2 - 1	2 - 6	
第八子	第九子			2 - 10	

不 行 者		年 終 官	技 官	教 官	入 入 入 入 入 他 の 記 号 及 其 他 の 官 有
結 婚	第 一 子	1 年 - 6 月	1 - 7	1 - 8	1 - 1
第 二 子	第 二 子	2 - 5	2 - 7	3 - 1	2 - 7
第 三 子	第 三 子	1 - 9	3 - 4	2 - 1	2 - 8
第 四 子	第 四 子	1 - 7	2 - 1	2 - 6	3 - 1
第 五 子	第 五 子	2 - 7	2 - 1	1 - 9	3 - 2
第 六 子	第 六 子	2 - 3	2 - 7		2 - 9
第 七 子	第 七 子	2 - 3	2 - 4		3 - 8
第 八 子	第 八 子	3 - 10	2 - 5		
		五 場 故 事 附 録 買 収	に 買	總 計	
結 婚	第 一 子	1 - 8	1 - 9	1 - 7	
第 二 子	第 二 子	2 - 7	2 - 11	2 - 7	
第 三 子	第 三 子	3 - 0	2 - 11	2 - 8	
第 四 子	第 四 子	2 - 9	3 - 1	2 - 6	
第 五 子	第 五 子	2 - 11	2 - 11	2 - 7	
第 六 子	第 六 子	2 - 4	3 - 1	2 - 7	
第 七 子	第 七 子	3 - 1	2 - 8	2 - 10	
第 八 子	第 八 子	1 - 7	3 - 8	2 - 8	
第 九 子	第 九 子	1 - 11	3 - 1	3 - 6	

十三 受胎調節の出産間隔に及ぼす影響

一 出産間隔の如何は受胎調節の原因となると共に又この結果として現われ、そして出産間隔の延長は子供数の制限のための中心的な手段であると共に、又それ自身か第一義的な目的として意図せられ子供数の制限は却つてこの結果として現われることになつた。受胎調節の実態は平均子供数の如何より寧ろ出産間隔との関係において之に一般と直接且つ具体的に明らかにならぬ。その集計結果は第十六表の示す如くであるが、本表に依つて分ると実行者においては実行開始前三年五月であつたものが、実行後は三年十月に延びており、不実行者においては二年十月で丁度この中間に位置して



る。即ち実行者の実行前の出産間隔は不実行よりも幾分短かく、そして実行後は格段に永まっている。

この実行者不実行者別の出産間隔を更に出産順位別に分析して見たものが四表であるが、之に依つてみると、実行者における出産間隔の延長は第二子と第三子の間に明瞭に観取せらる。以後概ねその歩調とつゞけており、第六子を産むまで及び三年以上の間隔を保つている。これに対し不実行者は一般に第八子を産むまで平均して間隔三年を越えるものはない。なお職種内差別に見て注意すべき点は上掲第十二表にみた如き実行開始時期の職種別相違から、出産間隔の延長時期の上にも現われていることで、実行開始の時に早い工場技術員事務員（三年目よりの実行開始）においては第二子を産む時出産間隔の延長がみられ、反之その時に遅い工員（六年二月より）においては第五子を産む時ばかりで出産間隔の延長が現はれている。

#### 高受胎調節の方法及びその効果

受胎調節の普及状況と、子供数の制限乃至出産間隔の延長等に現われたその効果については既に以上の如くであるが、更に右実行者がその実行に當つて実際に使用した技術方法の種類とその頻度、並に実行者自身の判定によるその方法別の成功率を示すものが第十七表である。これに依つてみるとコンドーム法が最も多く使用されており、その他の方法との併用

の場合を除分しても三五・一%という割合を示している。なおこれを使用した結果成功と答えたものは六七名でその成功率は五八・三%である。次に多いのは禁欲法で二一・三%の割合である。その大部分は所謂荻野學説に依る定期禁欲法であるが、回答上明確に定期禁欲法と判災せらるるものにおいては五九・五%の成功率をおさめている。一水は最も自然的な方法に依るもので、その技術的特性上知識層において多く実行されている。これはついで多いのは中絶法の二一・三%で六三・二%の成功率を示している。また定期禁欲法とコンドーム法との併用も多く、その割合八・三%で之につき、その成功率は六七・七%は単独使用の場合より高い結果を示している。その他の方法は何れも以上に比し例数が少く、はつきりしたことは言えない。本表を通覽するに何れも完全に成功したと告げるものはなく、喇叭管結紮と手術が一〇・%成功率を示すのみである。勿論これらと実行するにあつてその技術の拙劣さのための不成功しを以てはなく、従つて本表の示す成功率は必ずしも各方法の技術的良否を示すものではないことを注意せねばならぬ。恐らく医学的手術以外は一〇・%完全なものはないといつてもよいのではなからうか。なお本表上特に注目すべき点は方法上特に女性の側に負担が多い洗滌法、ペツケリシ法、又は藥品等が割合に使用されていなく、これが女性の知識が低いためか、乃至はその实用技術の困難なためか明らかでないが、恐らく双方の理由に基づくものと考えられる。

第十七表 受胎調節方法別頻度及成功率

方 法	使 用 者	期 合	成 功 率
系 統 的 禁 欲 法 ( 夫 側 )	20 ( 2 )	2.1 ( 1.2 )	55.0% ( 52.5 )
コ ン ド ー ム 法	115	35.1	58.3
中 絶 法	37	11.2	62.2
基 礎 禁 欲 法	27	9.2	66.7
中 絶 法	7	2.1	11.4
コ ン ド ー ム 法	7	2.1	57.1
中 絶 法	2	0.6	100.0
バ ッ サ リ 一 術 法	3	0.9	66.7
手 術 法	4	1.3	100.0
洗 滌 法	4	1.3	50.0
コ ン ド ー ム 法	2	0.6	50.0
洗 滌 法	4	1.3	75.0
器 具 法	7	2.1	44.4
其 他 法	1	0.6	50.0
其 他 法	35	10.7	47.7
無 記 入	328	100.0	56.4
無 記 入	132		

受胎調節の成功率が五〇%内外であるといふことは、避妊技術と言ふ点から見て、なお研究を要すべき多くのことが残されておることを示すものといつてよいと思ふ。

五、実行者が最良と思ふ受胎調節の方法

本調査は実行者に対して各自が最良と思ふ方法についての意見を聞いてみたが、その結果は第十八表の示す如くで、コンドーム法と禁欲法との合計が六四人で回答者中三五・〇%を占め、次に禁欲法が多く三四名で一八・六%、次に次いで実期禁欲法とコンドーム法との併用が多い。大体実期の併用割合は結果になつてゐる。左々特に興味ある事実は、コンドームと避妊と言ふ意見が比較的多いことであるが、これは不妊となる恐れがあり、避妊法としての避妊技術の問題等について十分な

知識をもつた上での回答であるが如何かは断定し難い。大体名目の実行している方法が最もであると言う結論に終わっているようであるが、もっと良い方法を知りたいという回答も相違あつた。

### 其受胎調節の知識を得た事情

また実行者はこれらの実行法をどんな経路から知つたかについて調べた結果は第二十九表の示すが如くで、書籍から得たものが圧倒的に多く回答者中四七・七%を占めている。知識の医師等の答へは比較的少く、其の他と答えたもの、方が却つて多いが、それか如何なる内容を示すものであるかは詳かでない。

### 主將來における受胎調節の希望

最後に將來における受胎調節の望否を探討した結果が第二十表の示す如くで、実行者はその以上、夫婦とも実行を希望しており、夫婦とも希望しないものは一〇%に足りない。なおこの中には最早実行を希望する必要のない年令層に達しているもの、または医学的處理の結果不妊となつたものが多しと答へられる。なお夫婦とも意見を異にするものが多少あるが、その中で大に望むが妻が望まないという場合も、大に望むが夫が望まないという場合も、大に望むが妻の方が望むにも拘らず夫が望まない

第十八表 最良方法に対する意見別（実行者）

方 法	官公職員	工場事務員	工 員	總 計	割 合
（次） 印刷法	28 (27)	3	3	34 (25)	18.6% (13.7)
下 一 法	51	3	10	64	35.0
中 網 法	12		3	15	8.3
大 網 法	15	1		16	8.7
大 網 法	2	1	1	4	2.2
大 網 法	6	1	3	10	5.5
大 網 法	5			5	2.7
大 網 法	2	2		4	2.2
大 網 法	3			3	1.6
大 網 法	7	1		8	4.4
大 網 法	3	2	4	9	4.9
手 頭 具	4			4	2.2
手 頭 具	2		1	3	1.6
手 頭 具	10		2	12	6.6
手 頭 具	142	14	27	183	100.0
無 記 入	135	18	74	277	

七ノ内

第十九表 受胎調節の知識を得た方法別頻度（実行者）

方 法	官公職員	工場事務員	工 員	總 計	割 合
書 籍	136	19	21	176	44.7%
知 人	27	5	13	45	12.2
医 師	33	2	4	39	10.6
其 他	43	2	10	60	16.2
書 籍	14	1	1	16	4.3
書 籍	11		2	13	3.5
書 籍	9	1	1	11	3.0
書 籍	4		1	5	1.3
書 籍	1			1	0.3
知 人	1			1	0.3
知 人	1			1	0.3
知 人	1			1	0.3
知 人	1			1	0.3
無 記 入	286	30	53	369	100.0
無 記 入	41	2	48	91	

第二十表 将来受胎調節に対する希望

		官公職員		工場勤務員		工員		無計	
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
実行者	夫(望)	234	(84.1)	28	(93.3)	59	(75.6)	32	(83.2)
	妻(望)	26	(9.4)	2	(6.7)	10	(12.9)	38	(9.8)
	夫(望)妻(望)	7	(2.5)	1	(0.0)	3	(3.3)	10	(2.6)
	夫(望)妻(望)	11	(4.0)	0	(0.0)	6	(7.7)	17	(4.4)
	計	278	(100.0)	30	(100.0)	76	(100.0)	96	(100.0)
不実行者	夫(望)	49		2		23		74	
	妻(望)	268	(53.4)	35	(30.4)	119	(46.9)	442	(51.2)
	夫(望)妻(望)	202	(40.2)	20	(12.8)	115	(45.2)	337	(41.2)
	夫(望)妻(望)	24	(4.8)	2	(3.4)	7	(2.8)	17	(2.1)
	計	522	(100.0)	57	(100.0)	254	(100.0)	815	(100.0)
	無計	175		25		287		427	

第二十一表 人口妊娠中絶

(イ) 割合		実行者	不実行者
官公職員		11.3%	1.0%
工場勤務員		6.3	6.0
工員		5.9	0.8
無計		9.8	1.3
(ロ) 理由別		頻度	%
経済上の理由		1	10.4
健康上の理由		23	3.4
健康上の理由		79	79.4
健康上の理由		1	3.4
健康上の理由		1	3.1
計		27	100.0
無計		33	

といふものの方が多し。このことは不実行者の将来の望否についても同様の結果を計じている。次に不実行者の将来における望否については夫妻とも希望するものが五〇%を越えていゝ。但し夫妻とも依然として今後とも希望しないといふものも亦四〇%以上を占めていゝ。

### 六人口妊娠中絶

なお嚴密な意味での受胎調節の範圍を起えるが、時に人工妊娠中絶については附帯調査せる結果の集計は第二表の如くである。これによつてみると人口妊娠中絶をした頻度は、受胎調節実行者においては九・八%で不実行者の一・三%より遙かに多い。また右実行者中官公職者は一・三%で工場労働者の五・九%より遙かに多い割合を示している。又その理由を見ると母親の健康を理由としていゝものが約八〇%で最も多いが、經濟上と明記せるものも一〇%を起えている。

篠崎 技官  
金子 技官  
小林 囁託